

平成30年12月21日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する  
利用状況等の資料提出依頼について

「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について（平成30年4月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」に記載した特例措置の利用状況等の把握についての取扱い等をおりとするので、東日本大震災に伴う保険診療の特例措置を利用している保険医療機関に資料の提出を依頼するようよろしくお願いいたします。

記

- 1 「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する利用状況等の資料提出依頼について（平成30年7月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」により「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」を「平成30年7月1日以降も特例措置の利用を継続する必要がある」として提出した保険医療機関は、平成31年1月1日（火）時点の特例措置の利用状況等について、平成31年1月11日（金）までに地方厚生（支）局に資料を提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙1、2、4等）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添1）に記載しているので、それに沿って対応すること。

また、特例措置の利用終了時期の目途について詳細な状況を示すこと。

2 地方厚生（支）局は、上記1により提出された資料の内容を確認し、報告内容をとりまとめ、平成31年1月18日（金）までに、下記担当宛に報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙1の記述が粗く、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

FAX：03-3508-2746